

男女共同参画を推進する人材養成国内研修派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、女性リーダーとしての資質向上や男女共同参画の視点を持った人材の育成を図るため、地域で活動する市民を国内における各種研修会等(以下「研修」という。)に派遣する事業の実施について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に在住する女性団体や男女共同参画推進団体等のリーダー及び、今後リーダーとして活動する意欲のある者
- (2) 男女共同参画に興味・関心のある者
- (3) 当該事業に参加経験のない者
- (4) 参加する研修について、他の機関から補助を受けていない者

(対象研修)

第3条 対象となる研修は、国又は県等が主催する次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画推進フォーラム
- (2) 女性のエンパワーメント支援セミナー
- (3) その他市長が必要と認めた研修

(経費)

第4条 研修の参加者に支払われる費用は、浜松市職員の旅費に関する条例(昭和35年条例第26号)に規定する一般職8級以下にある者の旅費を準用する。

(研修への参加申込み等)

第5条 研修への参加を希望する者は、指定された期日までに男女共同参画を推進する人材養成国内研修参加申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、男女共同参画推進を推進する人材養成国内研修参加決定通知書(様式第2号)又は、男女共同参画推進を推進する人材養成国内研修選考結果通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(報告書の提出)

第6条 申請者は、当該研修が終了したときは、研修参加報告書(様式第4号)を、研修終了日から5日以内に提出しなければならない。

(旅費の返還)

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、旅費の全額若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 研修が変更又は中止されたとき。
- (2) 研修へ不参加となったとき。
- (3) 申請内容に事実と相違する記載があったとき。

(責務)

第8条 当該研修に参加した者は、浜松市の男女共同参画推進団体のリーダーとして積極的に活動するとともに、地域活動において男女共同参画の推進に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

（あて先）浜松市長

男女共同参画を推進する人材養成国内研修参加申請書

年 月 日提出

ふりがな					
氏名					
生年月日	年	月	日	年齢	性別
住所	〒 _____				
電話番号					
職業					
所属団体					
参加の目的 （動機）					
募集していることを何で知りましたか					

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

様

浜松市長

男女共同参画を推進する人材養成国内研修参加決定通知書

次のとおり男女共同参画を推進する人材養成国内研修の参加決定について、通知します。

記

研 修 名	
期 間	平成 年 月 日 () から 平成 年 月 日 () まで 日間
連 絡 事 項	

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

様

浜松市長

男女共同参画を推進する人材養成国内研修選考結果通知書

このたびは、男女共同参画を推進する人材養成国内研修にご応募いただきありがとうございました。

選考結果について、綿密に検討いたしましたが派遣人数に限りがあり、誠に残念ですが派遣することができませんので通知いたします。

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

報告者氏名

印

研修参加報告書

研修名	
期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
研修の成果又は、今後の活動にどのように生かしていくか等の意見	